

社会福祉法人の運営について

平成28年3月22日
横浜市健康福祉局監査課

1

1 社会福祉法人とは

◆定義

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。(社会福祉法第22条より)

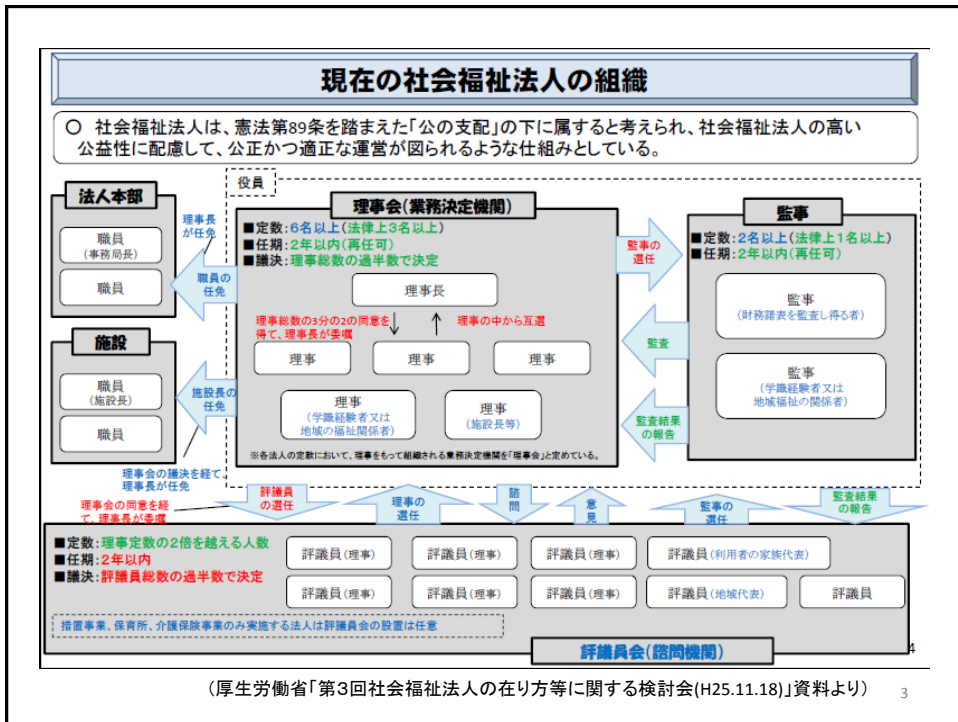
◆経営の原則

社会福祉法人は、事業を确实、効果的かつ適正に行うため、**自主的に経営基盤の強化、提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保**を図らなければならない。(社会福祉法第24条より)



**福祉を目的とした公的な法人で、
自立して経営する義務を負っている**

2



2 理事会

■理事会の役割

- ・社会福祉法人の業務執行や意思決定

(理事長専決事項を除き、社会福祉法人の業務・重要案件等の処理は全て理事会で審議・決定する。)

■理事会の議長

- ・その都度選任

■理事会の議決

- ・理事会の議事は、定款に特別の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- ・定款に別段の定めがある場合は特別多数決(理事総数の2/3以上)で決する。
- ・理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

2 理事会

■理事会の定足数

理事総数 (理事現員数)	理事会成立数 (理事総数の2/3以上)	最少必要となる出席者数	
		過半数議決議案	2/3以上議決議案
6名	4名	5名	4名
7名	5名	5名	5名
8名、9名	6名	6名	6名
10名	7名	7名	7名

- ・ 定款に定めがある場合は書面表決も出席者とみなす。
(書面表決書は、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を記載してあらかじめ提出する。)
- ・ 持ち回り開催、代理出席、委任状は不可

5

2 理事会

■理事会の主な議決事項・報告事項

<理事会の主な議決事項>

- ① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- ② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ③ 定款の変更
- ④ 合併
- ⑤ 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定
- ⑥ 社会福祉事業に係る許認可その他の所轄庁等の許認可を受ける事項
- ⑦ 定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更
- ⑧ 施設長の任免その他重要な人事
- ⑨ 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約(軽微なものを除く。)
- ⑩ 役員報酬に関する事項
- ⑪ その他、この法人の業務に関する重要事項

<理事会の主な報告事項>

- ① 監事の監査結果
- ② 監督官庁が実施した検査又は調査の結果(改善指示がある場合は、その改善状況)
- ③ 法人定款第9条の規定により理事長が専決した事項
- ④ その他役員から報告を求められた事項

注)法人定款第9条の規定により理事長が専決した事項は、理事会に報告してください。

【社会福祉法人定款準則第9条第1項】
(略)ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

6

2 理事会

■理事長

・理事長の選任

改選の都度、理事の互選で選任（選任後2週間以内に変更登記）

・理事長専決事項

理事会の定めにより、定款施行細則や理事長専決規程等で理事長専決事項を定めることができる。

（専決後は定款等に基づき理事会に報告する義務がある。）

・理事長職務代理者

理事長に事故あるとき、又は欠けたときに備えて、理事長があらかじめ職務代理者を指名する。職務代理者の指名は再任（重任）のときも行う。

7

3 評議員会

■評議員会の役割

・広く関係者の意見を聞くことによって、民主的で適正な事業運営を図るために、重要事項についての意見具申、役員を選任等を行う、理事会から独立した諮問機関

※次の事業のみを行う社会福祉法人は評議員会の設置義務が免除されている。

- ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業
- ② 保育所を経営する事業
- ③ 介護保険事業

■評議員会の議長

・その都度選任

■評議員会の議決

・評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

・評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わることができない。

8

3 評議員会

■評議員会の定足数

評議員総数 (評議員現員数)	評議員会成立数 (評議員総数の過半数)	最少必要となる出席者数 (全て過半数議決議案)
13名	7名	8名
15名	8名	9名
17名	9名	10名
19名	10名	11名
21名	11名	12名

- ・持ち回り開催、代理出席、委任状、書面表決は不可

9

3 評議員会

■評議員会の主な審議事項

- ① 役員(理事・監事)の選任
- ② 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- ③ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ④ 定款の変更
- ⑤ 合併
- ⑥ 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定
- ⑦ その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

10

4 理事会・評議員会の議事録

■議事録の主な記載事項

- ① 開催年月日、開会・閉会時刻
- ② 開催場所
- ③ 総数・出席者数
- ④ 出席理事氏名、欠席理事氏名、書面表決理事氏名(定款で書面表決を認めている法人の場合)
- ⑤ 出席監事氏名
- ⑥ その他出席者の役職・氏名
- ⑦ 定足数の確認
- ⑧ 議長及び議事録署名人の選任に関する事項
- ⑨ 審議事項(配付資料を添付)
- ⑩ 各議案に関する発言内容(議事の経過・結果)
- ⑪ 各議案に関する表決結果
(議案に関して特別の利害関係を有する理事がいた場合、その者が議決に参加していないこと、退席・復帰時点)
- ⑫ 報告事項(配付資料を添付)
- ⑬ 議長・議事録署名人の署名又は記名押印、署名年月日

議事録は、
・正確に作成し、
・配付資料を含めて袋とじの上、確実に保存すること。

11

5 監事

■監事の職務

- 1 **理事の業務執行の状況を監査**すること。
- 2 **社会福祉法人の財産の状況を監査**すること。
- 3 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会(評議員会がないときは所轄庁)に報告すること。
- 4 前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。
- 5 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事会に意見を述べること。

【社会福祉法人審査基準 第3-3(2)】

(略)監事が監査を行った場合には、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、法人において保存すること。

【社会福祉法人定款準則 第11条】

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び〔所轄庁〕に報告するものとする。

12

5 監事

■業務監査

法人の適正運営を保つため、法人の業務全般を把握し、幅広く監査を実施

- ◇法人の組織運営（**理事会運営を含む**）
- ◇施設の運営管理
- ◇職員の配置状況
- ◇入所者の処遇 など

■財務監査

経理規程と実際の財務執行に齟齬がないか確認する。

決算の確認は最も重要であり、資産の確認と合わせて確実に行う。

※監事監査は決算理事会（毎会計年度終了後2か月以内に行うものとされている）のスケジュールを踏まえて適切な時期に実施すること。

- ◇決算書、附属明細書が正しいか
- ◇決算書等と裏付け証ひょうとの整合性
（預貯金残高証明書・借入金残高証明書 等）
- ◇貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書の整合性
- ◇財産目録と資産の整合性
- ◇事業区分間、拠点区分間又はサービス区分間の資金異動の確認
- ◇過去の決算との連続性 など

13

6 役員（理事・監事）・評議員の選任

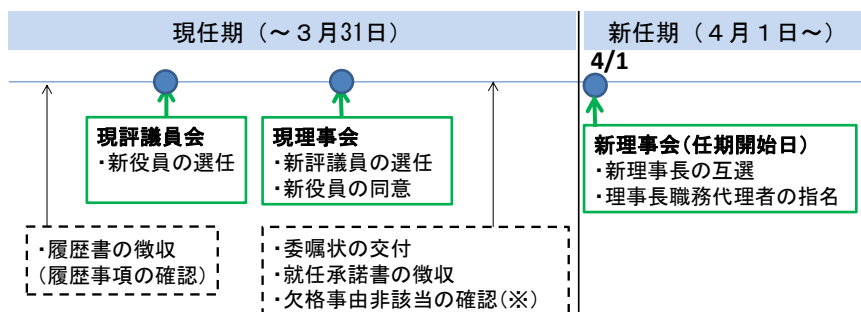
（例）評議員会設置の社会福祉法人で「現任期満了3月31日・新任期開始4月1日」の場合

■現任期満了（3月31日）まで

- ・現評議員会：新役員（理事・監事）の選任
- ・現理事会：新評議員の選任、新役員（理事・監事）の同意（定款に定めのある場合）

■新任期開始日（4月1日）

- ・新理事会：新理事による新理事長の互選、新理事長による理事長職務代理者の指名（理事全員が再任の場合は、任期満了前に理事長の互選を行うことが認められている。）



14

7 役員の要件（理事・監事共通）

- (1) 欠格条項に該当する者は、役員に就任できません。

■ 役員の欠格条項（社会福祉法第36条）

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉法人の役員になることができない。
- 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 四 第56条第4項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

- (2) 横浜市暴力団排除条例第2条に定める者は、役員に就任できません。
- (3) 関係行政庁職員の就任禁止
横浜市職員等関係行政庁の職員は役員に就任できません。
※社会福祉協議会の場合は、役員総数の1/5以下なら就任可能
（社会福祉法第109条第5項）

（横浜市社会福祉法人設立の手引きより）

15

8 理事の要件

- (1) 理事の定数は6人以上とし、確定数としてください。
- (2) 理事には社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者（下表）を加えることとされています。
特に地域の福祉関係者については、地域と連携した事業運営が求められるので役員に加えるようにしてください。

■ 社会福祉事業について学識経験を有する者

- ① 社会福祉に関する教育を行う者
- ② 社会福祉に関する研究を行う者
- ③ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- ④ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

■ 地域の福祉関係者（地域とは原則として施設を設置する区としてください。）

- ① 社会福祉事業を行う団体の役職員
- ② 民生委員・児童委員
- ③ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体等の代表者等
- ④ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- ⑤ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

（横浜市社会福祉法人設立の手引きより）

16

8 理事の要件

- (3) 施設を経営する法人は、経営する施設の施設長等から1人以上を理事に加えること。
(ただし、評議員会を設置していない法人については、施設長等施設の職員である理事が、理事総数の3分の1を超えないこと。)
- (4) 特殊な関係にある者の制限
理事どうしが、親族等特殊関係人に該当する場合は、人数の制限(定数により1人から3人まで)があるので注意すること。
- (5) 関係事業者の制限
当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者は、理事総数の3分の1を超えないこと。
(理事が経営する企業が施設の給食業務などの業務委託を行っているなどが該当する。)

(横浜市社会福祉法人設立の手引きより)

17

9 監事の要件

- (1) 監事の定数は2人以上とし、確定数としてください。
- (2) 要件
監事のうち1人は財務諸表等を監査しうる者、1人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者(自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員等を除く。)を選定してください。

■財務諸表等を監査しうる者
① 弁護士
② 公認会計士
③ 税理士
④ 会社等の監査役及び経理責任者等
- (3) **特殊な関係にある者の禁止**
監事は他の役員と親族等の特殊な関係にあってはなりません。
- (4) **関係事業者の禁止**
監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者であってはなりません。
(例えば、監事の所属する事務所が法人の会計処理等を受託することはできません。)
- (5) 当該法人の理事、評議員、職員との兼務の禁止

(横浜市社会福祉法人設立の手引きより)

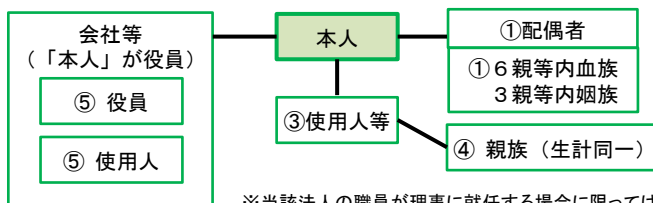
18

10 特殊関係者

◆定義（社会福祉法人指導監査要綱1-3(2)）

- ① 当該役員と親族関係にある者（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）
- ② 当該役員とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 当該役員の使用人及び当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③の親族で、これらの者と生計を一にしている者
- ⑤ 当該役員が役員となっている会社の役員、使用人及び当該会社の経営に従事する他の者並びに当該会社の同族会社の使用人であって、役員と同等の権限を有する者
- ⑥ ①～④の者と同族会社の関係にある法人の役員及び使用人

【特殊関係者の例】



※当該法人の職員が理事に就任する場合に限っては特殊関係者に含まない。

19

10 特殊関係者

■理事の特殊関係者

理事定数	特殊関係者の数
6～9名	1名
10～12名	2名
13名以上	3名

（社会福祉法人定款準則第5条備考(2)）

【社会福祉法人審査基準 第3-2(4)】

各理事と親族等の特殊の関係のある者が、**関係法令・通知に定める制限数を**超えて選任されてはならないこと。

■監事の特殊関係者

監事については特殊関係は認められない。

【社会福祉法人審査基準 第3-3(4)】

監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと。

20

10 特殊関係者

■評議員の特殊関係者

評議員定数	特殊関係者の数
13名以上	3名

※評議員の特殊関係者の数は定款に定める数を超えることはできない。

【社会福祉法人定款準則 第12条（備考1）（評議員の資格等）第2項】

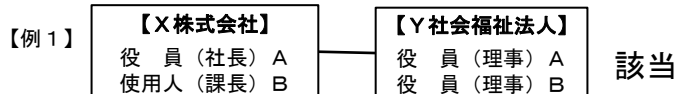
2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が〇名を超えて含まれてはならない。

（備考）

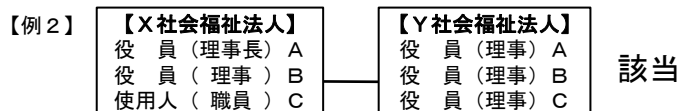
第2項の親族等の人数は、評議員の定数に応じて第5条の（備考）の（2）と同様とすること。

21

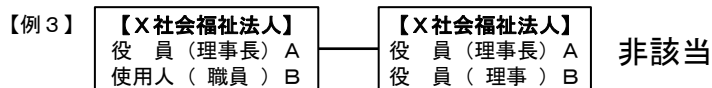
10 特殊関係者 ◆特殊関係の例(1)



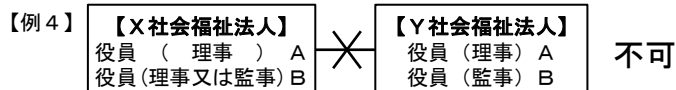
株式会社において雇用関係にある者が両者とも社会福祉法人の役員になると、特殊関係になる。



他の社会福祉法人における、雇用関係にあたらない役員同士又は役員と使用人の関係についても、それぞれ特殊関係になる。



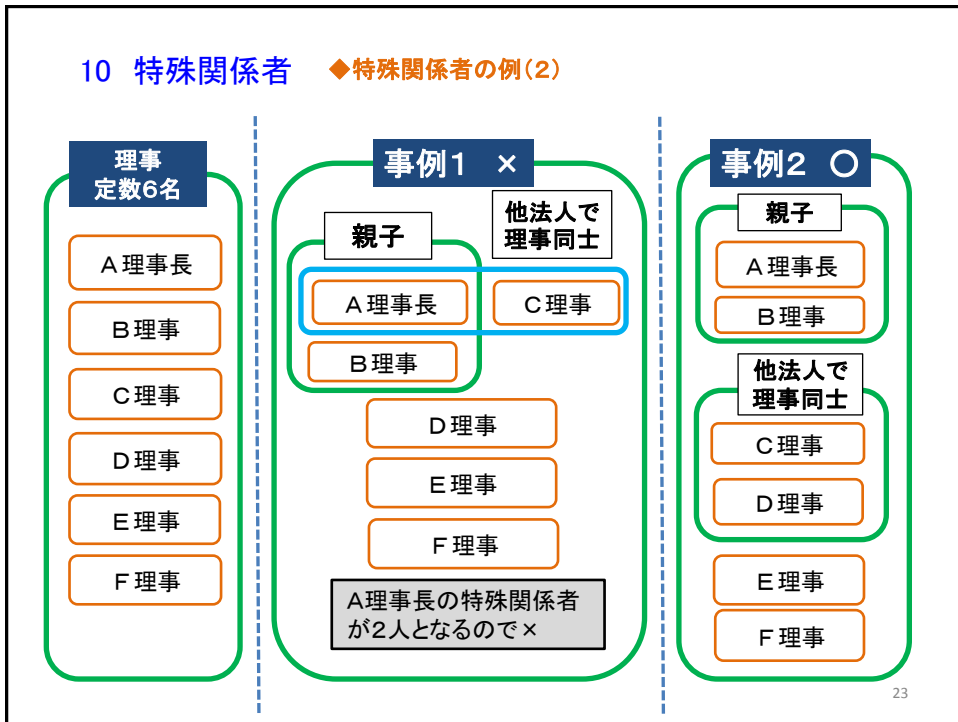
同一法人で雇用関係の者が、当該法人の役員になる場合に限っては特殊関係にならない。



監事については特殊関係は認められない。

22

10 特殊関係者 ◆特殊関係者の例(2)



23

11 定款

- ・定款は、法人運営の根本規定であり、**定款に定めのない事業の実施、定款の内容に反する規程の制定はできない。**
- ・定款は、法人にとって単なる内規ではなく、**法令や行政処分と同様に遵守しなければならない規程である。**

【社会福祉法 第56条（一般的監督）第2項】

- 2 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは**定款に違反し**、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

■ 必要的記載事項（社会福祉法第31条）

- | | |
|-------------|------------------------|
| ① 目的 | ⑨ 評議員会を置く場合には、これに関する事項 |
| ② 名称 | ⑩ 公益事業を行う場合には、その種類 |
| ③ 社会福祉事業の種類 | ⑪ 収益事業を行う場合には、その種類 |
| ④ 事務所の所在地 | ⑫ 解散に関する事項 |
| ⑤ 役員に関する事項 | ⑬ 定款の変更に関する事項 |
| ⑥ 会議に関する事項 | ⑭ 公告の方法 |
| ⑦ 資産に関する事項 | ⑮ 設立当初の役員 |
| ⑧ 会計に関する事項 | |

※ 任意的記載事項

社会福祉法人の設立者が定款に規定することを必要と認める事項（例：名誉会長、顧問、参与等を設ける場合の規定や職員の任免に関する規定、会員を置く場合の規定等）

24

11 定款

■定款変更認可申請

主なもの

定款準則の改正に伴う変更、理事数の増加などによる変更の場合
事業追加の場合

基本財産減少 など（届出事項に指定されたもの以外はすべて認可事項）

○定款変更認可申請（社会福祉法第43条第1項より）

定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、**所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。**

■定款変更届出

事務所所在地の変更

基本財産の増加

公告の方法の変更 のみ

認可前に事業開始、理事定数変更等、
運営実態を変えることはできない。

○定款変更届出（社会福祉法第43条第3項より）

社会福祉法人は、第1項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を**所轄庁に届け出**なければならない。

定款変更の届出については、認可申請と届出とで様式が異なる。
（「定款変更認可申請書」「定款変更届書」）

25

11 定款

※代表的な例です。
下記によらない場合は個別にお問い合わせください。

○ 定款変更認可申請の必要書類

(1) 定款準則の改正、理事の増加などの場合

- ① 定款変更認可申請書
- ② 定款（新）
- ③ 定款（旧）
- ④ 議事録（評議員会・理事会） ※要原本証明

(2) 事業追加の場合

- ① 定款変更認可申請書
- ② 定款（新）
- ③ 定款（旧）
- ④ 議事録（評議員会・理事会） ※要原本証明
- ⑤ 当該事業に関する事業計画書
- ⑥ 当該事業に関する予算書
- ⑦ その他必要資料（当該事業に関する受託契約書及び決定通知書等）

(3) 基本財産減少の場合

※基本財産処分承認申請書の提出終了後の手続

- ① 定款変更認可申請書（基本財産の増加の場合は、定款変更届出書）
- ② 定款（新）
- ③ 定款（旧）
- ④ 議事録（評議員会・理事会） ※要原本証明
- ⑤（当該敷地、建物の）登記簿謄本
- ⑥（当該敷地、建物の）公図

26

11 定款

○ 定款変更届出の必要書類

(1) 事務所の所在地を変更する場合

- ① 定款変更届出書(2部)
- ② 定款(新・旧)
- ③ 議事録(評議員会・理事会)の抄本(該当ページのみで可) ※要原本証明
- ④ 所在地の変更が確認できる書類(登記事項証明書又は賃貸借契約書)の写 ※要原本証明

(2) 基本財産を増加する場合

- ① 定款変更届出書(2部)
- ② 定款(新・旧)
- ③ 議事録(評議員会・理事会)の抄本(該当ページのみで可) ※要原本証明
- ④ 当該不動産等の取得を証する書類(登記事項証明書等)の写 ※要原本証明
なお、基本財産を担保にして福祉医療機構(協調融資も含む)以外の金融機関等から貸付を受ける場合は、**事前に基本財産担保提供について、健康福祉局監査課の承認が必要**
※その他参考書類の添付が必要な場合がある。

(3) 公告の方法を変更する場合

- ① 定款変更届出書(2部)
- ② 定款(新・旧)
- ③ 議事録(評議員会・理事会)の抄本(該当ページのみで可) ※要原本証明